

(平成25年1月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成 20 年 7 月から 21 年 6 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月から 21 年 6 月まで

私は、平成 18 年 4 月から毎年、国民年金保険料の免除申請を行っており、申立期間についても A 市役所に出向いて免除申請書を提出していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

申立期間について、保険料を免除されていたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、平成 18 年 4 月から国民年金被保険者の資格を喪失する前月の 24 年*月までの約 6 年間、申立期間を除き、国民年金保険料の免除申請を毎年行っており、継続して免除を承認されていることが確認できる。

また、申立人は、「申立期間の保険料免除申請は、A 市役所を訪問し、同市の職員が用意した免除申請書に、同職員がコンピューターの画面を見ながら指示した箇所に記入して提出した。」と供述しているところ、A 市の、「申立期間当時も今も、免除の申請者には、コンピューターの画面を見ながら記載する箇所、免除についての説明等を行い、申請書に記載してもらった上で受付を行う。」との回答、及び日本年金機構 B 事務センターの、「平成 21 年度からは、免除申請対象者がハガキによって保険料免除申請をできる方法が追加されたが、申立期間である 20 年度に係る免除申請については、ハガキによる申請は行われておらず、19 年度までと同様に市町村役場等の窓口申請書を提出することにより行われていた。」との回答と前述の申立人の供述は符合している。

さらに、申立人の世帯に係る平成 19 年の所得を市県民税（所得・課税）証

明書等により確認したところ、申立人が主張する申立期間当時における全額免除の要件に該当していたことが確認できることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料免除申請を行ったという申立内容に不自然さはない。

加えて、A市は、申立期間当時、保険料の免除申請書の受付簿を作成していない上、関係資料も残しておらず、申立期間当時の受付状況を把握していなかったとして、当時の受付処理が適切ではなかったことを認めており、申立期間についても保険料の免除申請書が受理された可能性が否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

昭和 59 年 12 月に会社を退職後、親戚の店に勤めたが、収入が少なかったため、夫婦で国民年金保険料の免除申請を行い、承認された。

申立期間の保険料についても、昭和 61 年 2 月に店を開業したばかりで収入が安定しなかったことから、引き続き夫婦共に免除申請を行った。

申立期間が、妻のみが免除期間とされ、私は未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 12 月に会社を退職した後、夫婦の国民年金保険料について、申立人の妻が同年 12 月から 62 年 3 月までの期間に係る免除申請を行ってくれていたと主張しており、妻も、「夫婦の国民年金に係る手続等については、全て私が行っていた。」と供述しているところ、オンライン記録により、婚姻後の申立期間以外の夫婦の申請免除期間は一致しており、申立期間以降の納付済期間についても夫婦の納付日がおおむね同じであることが確認できることから、夫婦の免除申請及び保険料納付は一緒に行われていたものと推認できる。

また、申立期間については、申立人と生計を同一にしていた申立人の妻は、保険料の免除が承認されていることから、申立人についても、免除基準を満たしていたものと考えられる。

さらに、申立人及びその妻は、申立期間以前に保険料の免除申請を複数回行っていることから、保険料の免除制度については十分理解していたものと考えられ、申立人についても申立期間に係る保険料の免除申請を行ったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録及び同社本社における資格取得日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年9月は5万6,000円、同年10月は6万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間のうち、昭和43年9月30日から同年10月1日までの期間については、履行していないと認められ、同年10月1日から同年11月1日までの期間については、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月30日から同年11月1日まで

私は、昭和33年にA社に入社し、平成4年に退職するまで継続して勤務した。

申立期間において同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録及びB社が提出した申立事業所に係る申立人の在籍証明書により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和43年10月1日にA社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店及び同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和43年8月及び同年11月の記録から、同年9月は5万6,000円、同年10月は6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のうち、昭和43年9月30日から同年10月1日までの期間に

ついて、事業主は、当時の資料は保管されておらず不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を同年 10 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 9 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年 9 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 43 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、事業主は、当時の資料は保管されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月31日から同年4月1日まで
年金事務所からの連絡により、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社から関連会社であるB社に異動した時期であるが、継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人がA社及びB社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、A社における離職日は昭和57年3月31日、B社における雇用保険被保険者資格の取得日が同年4月1日とされていることから判断すると、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年2月のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としてい

るが、申立人と同時期にA社からB社に異動した同僚二人も申立人と同様に被保険者期間に記録の空白が見受けられ、当該転勤に係る届出が適切に行われていなかったことがうかがえる上、事業主が資格喪失日を昭和 57 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同年 3 月 31 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 46 年 3 月まで

私の母は、私と私のすぐ上の姉に、大学生であっても国民年金に加入しなくてはいけないと言っていた。

私の父は、税金や年金等を未納にすることはなく、国民年金保険料については、母親が自宅に来る集金人に納付していたが、私と前述の姉には、保険料が納付された記録が無い。

私の両親は亡くなっており、当時のことを聞くことはできないが、保険料を納付しているはずであり、申立期間の保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、申立人には、これまで国民年金手帳記号番号が払い出された事跡はうかがえず、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、母親は、申立期間に係る保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人のすぐ上の姉も、母親から保険料を納付しなければならないと言われた記憶がある旨供述しているが、申立人と同様、昭和 46 年 3 月以前に国民年金手帳記号番号が払い出された事跡はうかがえない上、当該姉及び申立人は、申立期間当時に自身の国民年金手帳を見たことはないと供述している。

なお、申立人の兄及び前述の姉とは別の 3 人の姉についても、昭和 46 年 3 月以前の国民年金への加入が必要とみられる期間において、保険料が納付された事跡は確認できない。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及

び保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年5月から51年3月まで
申立期間当時、私は学生で、実家があるA県B市を離れてC県D市内に居住していたが、父から、昭和49年5月に私の国民年金の任意加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと聞いていた。
申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人が申立期間当時に国民年金に加入していたことをうかがわせる事情は確認できない上、申立人の基礎年金番号は、基礎年金番号が導入された平成9年1月当時に、申立人が在籍していたE共済組合の番号を基に付番されているが、当該基礎年金番号に記号番号が統合された記録も見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたとする申立人の父親は既に死亡しており、具体的な加入状況及び納付状況が不明である上、申立人は当時の国民年金手帳を見た記憶は無いと供述している。

さらに、戸籍の附票によると、申立人は、申立期間を含む昭和48年4月26日から51年3月31日まで、実家があるA県B市からC県D市に住民票を移しているため、申立人の父親が、B市において申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から53年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から53年11月まで

私は、結婚式を挙げた昭和53年11月に、両親とA市役所へ行き、自分で国民年金の申請書類を書いた。その際、市役所の窓口で、47年10月から53年11月までの国民年金保険料を、父からもらった現金で一括払いしたことをはっきり憶えている。納付した金額は定かではないが、30万円から40万円くらいであったと思うので、申立期間について、国民年金に加入し、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、備考欄に「届出年月日 56・1・21」、資格取得年月日欄に最初の資格取得日として「任 56・1・21」と記載されていることから、申立人は、申立期間より後の昭和56年1月21日に国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿においても、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年1月頃に払い出されたことが確認できる。

また、申立人は、国民年金に加入した際にA市から初めて交付されたとする年金手帳を所持しており、当該年金手帳においても、国民年金の被保険者となった日は、「昭和56年1月21日」と記載されていることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。仮に、申立期間が国民年金の被保険者期間となっていたとしても、前述の加入時点では、申立期間の大部分は、時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人に対して、申立期間当時、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。